

広島高速道路公社総合評価型VE審査委員会規約

(平成18年8月2日)

〔沿革〕平成20年4月1日 改正

平成23年4月1日 改正

平成25年2月6日 改正

(目的)

第1条 広島高速道路公社が実施する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「委託業務」という。）の執行において、入札時に価格と技術を総合的に考慮した内容の契約を行う契約方式（以下「総合評価落札方式」という。）を行うにあたり、技術等の提案の有効性等の評価を行うため、「広島高速道路公社総合評価型VE審査委員会」（以下「総合評価型VE審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 総合評価型VE審査委員会は、総合評価落札方式で契約を行う工事及び委託業務に関する以下の業務を行う。

- (1) 入札時に提出されたVE提案及び技術資料等の審査とその採否の決定
- (2) 工事完了後のVE提案の履行結果の審査等

(構成)

第3条 総合評価型VE審査委員会は、下記をもって構成する。

委員長：理事長

副委員長：副理事長

委員：理事

総務部長

総務部参事（管理担当）

企画調査部長

建設部長

総務部総務課長

総務部保全課長

企画調査部企画調査課長

企画調査部技術管理課長

建設部建設第一課長

建設部建設第二課長

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長は必要により、副委員長にその職務を代行させることができる。

(開催)

第4条 本会は、必要の都度、委員長が召集し開催する。

(事務局)

第5条 事務局は、企画調査部技術管理課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、総合評価型VE委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月6日から施行する。